

第 4 7 号 議 案

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区特別区税条例の一部を改正する条例

新宿区特別区税条例（昭和 39 年新宿区条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 2 項中「よつて」を「より」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 46 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、区長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害の発生等により減免申請書を提出することが困難な納税者に対し、区長が区民税又は軽自動車税の種別割を減免する必要があると認める場合は、職権により減免することができることとする必要があるため